

平成30年度

山口市農業・農村重点施策に関する

意見書

平成29年6月

山口市農業委員会



山口市の農業は、米価の長引く低迷、農業従事者の高齢化、担い手不足に加え、遊休農地の増大、有害鳥獣による被害等様々な問題に直面しています。

農業は、食料生産のみならず、農地の持つ自然環境の保全や防災など、多面的な機能・役割を果たす側面を持っています。

また、市民へ安全・安心で新鮮な食料を安定的に供給し、農業者が継続して営農ができ、担い手が将来において希望の持てる魅力ある農業、持続可能な農業ができるものでなくてはなりません。

そのため、山口市農業委員会は、その責任と役割を十分認識し、山口市の農業の持続的発展、農地等の利用の最適化をより効率的かつ効果的に実施するための取り組みが必要であると考え、農業振興部会の3つの分科会において地域の課題を含めて議論して参りました。

北部分科会は「鳥獣被害防止対策について」、中央部分科会は「朝市を通しての交流について」、南部分科会は「担い手対策について」を、また全体の共通課題である「遊休農地の発生防止と解消策について」を協議し、具体的な改善策を探りながら調査研究を進め、この度、その成果を取りまとめ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、意見書として提出をするものです。

つきましては、平成30年度の山口市の農業政策や予算編成に向けこれらのことを考慮し、施策展開していただきますよう、よろしく申し上げます。

平成29年6月27日

山口市長 渡辺 純忠 様

山口市農業委員会

会長 安田 敏男



## I 遊休農地の発生防止と解消策について

農地の遊休化は、農業という産業の衰退という経済的な問題に留まらず、野生動物の出没や昆虫の異常発生等により生活空間全般に及び環境の悪化をもたらしています。

さらに、農村からの若年層の流出と農業者の高齢化は、最終的に集落の消滅と同時に食料生産基地の消滅を意味します。

農地が荒廃すれば、直ちに農地としての機能を回復させることは困難で、食料生産の基盤として、良好な生活環境を維持する空間に戻すには時間と労力を要します。

再生産が可能な農地を維持するための政策は、遊休農地を回復させる政策と共に重要課題であるため、山口市においても、引き続き施策・事業の拡充をされるよう要請します。

### 1 農地を遊休化させないための施策・事業の充実

#### ① 地域の実情に合わせた農用地の編入や除外

農業振興地域整備計画の変更の際には、人口減少や米消費が減少している状況を踏まえ、過去の農用地区域を基準に定めるのではなく、今後の食料自給や地域の実情等から守るべき農地・活用すべき農地を明らかにし、定められたい。また、多様な営農形態に合わせ、柔軟な農用地区域の編入、除外を行われたい。

#### ② 農業振興地域の独自施策展開及び交付金制度の事務手続きの簡素化

現在活用している農地を遊休化させないためにも、農地が存在する地域の良好な生活空間を維持するためにも、日本型直接支払制度の継続・強化と予算の確保を国に働きかけ、国の制度の対象にならない農業振興地域等の農地に対し、山口市独自の施策を創設されたい。

なお、国の制度活用のための要件緩和及び受益者の負担軽減のための申請等の事務手続きの簡素化、並びに、農地中間管理機構等においてこうした事務の申請等が代行できるよう、国に要請されたい。

### ③ 市民農園や景観作物等の助成による独自施策展開

米作に不利である中山間地域等の不整形な農地や、住宅化して農薬散布が困難な市街地の農地に対しては、小規模な農地活用（市民農園等）や景観作物又は鳥獣被害が少ない作物の栽培を奨励するなど、一定の農地の機能維持のための施策を推進されたい。

## 2 遊休化した農地を解消するための施策・事業の充実

### ① 小規模なほ場整備の活用と水田の汎用化

受益面積が、県営ほ場整備の事業規模以下でも、農地耕作条件改善事業等を活用した小規模な整備を希望する農業者に対し、ほ場整備や水田の汎用化を実施できる独自施策と予算措置等を検討されたい。

### ② 山口型放牧活用によるモデル地区の選定及び予算配備

現在遊休化が進行している農地においては、山口型放牧の活用を農業者に促し、遊休農地の解消を図るとともに、市内に山口型放牧のモデル地区を複数選定し、地区農業関係者に対して整備活用できる仕組みを市の事業として検討されたい。

## II 担い手対策について

山口市における農業は米作が中心であり、米価の下落低迷による影響は、離農や担い手不足問題として発生し、深刻化しています。

今後、地域農業の担い手確保には、営農により生活が成り立つ収入の確保が出来ることが重要な課題です。食料確保を自国でまかなうための政策を継続するよう、国に要請することも必要であるが、新規就農者・兼業農家・法人就業者等多様な人材が農業に従事していけるよう以下のとおり要請します。

### 1 新規就農者対策

新規就農者に対する支援として、住居確保支援（空き家等の利用）、

技術支援（農業大学など2年間研修）、農地確保支援（農地中間管理機構を通じた10年以上の農地貸借の斡旋）、場合によっては、施設機械確保支援（市が整備したビニールハウス・農業用機械を最長10年間レンタル）等を一体的に行う事業を検討されたい。

また、栽培作物についても、山口市特産づくり推進事業が活用できる栽培品種を紹介するなど、行政・JA・地域農業者と連携できる支援策を検討されたい。

## 2 兼業農家・小規模農家対策

兼業農家・小規模農家も地域では農地を有効活用するための重要な担い手です。こうした農家に対する支援策として、営農技術の向上の研修機会と農作物の販売支援を中心とした施策の検討をされたい。

## 3 法人就業者対策

法人の担い手育成が不十分になる原因として、業務が減少する農閑期の問題があります。年間を通じた作業と収入が見込めれば、法人における雇用の確保につながるため、山口市少量多品目栽培ハウス支援事業の事業主体等の拡充を検討されたい。

また、法人間の連携強化により、事務作業を行う人材の経費負担を複数の法人で行うことができる事業を検討されたい。

## 4 その他（農業行政部門の一元化）

農業関連分野等をワンストップ化し、農業者の要求に迅速に対応する組織作りの構築を検討されたい。（市経済産業部・市地域生活部・農業委員会等による情報共有化及びワンストップ化）

## Ⅲ 鳥獣被害防止対策について

有害鳥獣による農作物被害の多発と被害地域の拡大は、単なる農業収入の減少のみならず、農業者の生産意欲の低下を招き、耕作放棄地の増

加につながっています。さらに、こうした耕作放棄地は、鳥獣の生息域となり、更なる被害の拡大を引き起こしています。

また、近年は特定外来生物のヌートリアが、旺盛な繁殖力と天敵となる動物がいないため、生息環境を広げ、水田の畦畔破壊による漏水や野菜・水稻の農産物の被害をもたらしており、捕獲による被害軽減では追いつかない状況です。

これらのことから、鳥獣被害防止対策等について被害防止策から捕獲した鳥獣の処分までを想定した施策の拡充・構築を要請します。

## 1 環境整備

鳥獣が身を隠しづらい環境が出没しにくい生息区域となるため、農地際の里山を緩衝地化する目的で、農業者、地域住民等で行う里山の維持管理等の活動を促す事業を検討されたい。

## 2 被害防止対策

鳥獣被害防止総合対策事業（国庫事業）については、イノシシに対し有効に機能していると考えられることから、事業の要件緩和と事業継続を国に要望されたい。

また、国の事業を補完するための機能（防護柵等の管理期間中の維持管理費や山際と農地の緩衝地帯の設置整備等）を山口市野猪・猿被害対策事業において検討されたい。

なお、サルに対しては、防護柵設置だけでは不十分と考えられるため、集落全体でサル対策を補完する体制が築けるよう、市において啓発等を検討されたい。

## 3 狩猟者の人材確保による事業の拡充

鳥獣捕獲体制の強化策として、狩猟者の人材確保・育成（捕獲から処分まで出来る人材の育成）、免許取得、免許更新までを一体的な事業として捉え、事業の拡充を検討されたい。



#### 4 捕獲鳥獣の有効活用

捕獲した有害鳥獣は、単に処分させるだけでなく、ジビエ製品としての有効活用を促すため、加工・流通等の施設設置等の事業を検討されたい。

### IV 朝市を通しての交流について

市内の道の駅及び朝市等の直売所(以下「直売所等」という。)を通して、安全・安心な農産物を消費者に届け、小規模農家等の所得拡大や安定化に資する支援対策や、消費者が各施設を回遊し生産者との交流が行える環境づくりを山口市が積極的に施策展開されますよう要請します。

#### 1 協議会の立ち上げと発信力の強化

市が中心となり、直売所等の代表者からなる連絡協議会を立ち上げ、関係者が連携し意見交換する場を提供する取り組みを検討されたい。

同時に、連絡協議会のホームページを立ち上げ、情報発信を希望する直売所等が発信できる仕組みづくりを構築されたい。また、「朝市マップ」をスタンプラリーが行える形に改訂、増刷し、利用者が回遊するような仕組みを検討されたい。

#### 2 生産農家と直売所の情報の共有化

生産農家の登録情報を、直売所等で共有管理し、農産物の出荷が可能な直売所等のリストや情報が、登録農家へ周知される仕組みを検討されたい。

また、「山口市朝一から朝市、人だかり推進事業」については、限度額の上積みや対象経費の拡充で、集荷用車両の維持管理費等も対象となるよう検討されたい。

#### 3 生産者と消費者の交流

生産現場(農地)で、食の安全・安心と生産者の栽培情報等を生産者

と消費者が共有体験できる「農ウォーク」等の交流事業を検討されたい。

## V その他の農業諸課題

### 1 スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）防除対策の充実

仁保・宮野地区から南部地域の広範囲に、スクミリンゴガイの被害が年々拡大し、スクミリンゴガイ駆除剤等による防除が行われている。

しかしながら、南部地域は海拔が低いため、まず降水量が増加した場合、防除していない農地から水が流入するなど思うような効果が期待できない状況です。

独自事業の「山口市防除対策事業」は、事業実施主体が農業者団体（協議会）等の組織に限られているため、地域を担う認定農業者等への拡大を検討されたい。

また、防除対策として、地域での一斉防除に向けた取り組みの実施や、それに対応した農業者団体や水系単位での広範囲の防除に要する薬剤購入助成費の一層の拡充や、新しい薬剤等の研究を県等の関係機関に要請をされたい。

さらに、地域において、一体となって退治（捕殺）していく仕組みを講ぜられたい。

### 2 農業用ため池の点検

ため池等の農業用排水の耐震化について地震に対する安全性を急速に高める必要があると認められる場合には、農業関係者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を不要とする改正土地改良法が公布されました。

特に、ため池の余水吐けについて、設計時には、近年の気候変動による降水量が想定されておらず、必要とされる施設規模となっておりません。農業上だけでなく人命にかかわる災害になる可能性もあることから、受益者へ注意喚起し、市・県等の関係機関と受益者との共同での点検や整備促進の仕組みを検討され、有事に備えて頂きたい。

### 3 地産地消の一環として学校給食の更なる活用と食農教育の推進

市内の小中学校給食で、県内産の品目を約7割弱使用しているが、市内産品（山口市産米・山口市産のはなっこりー・阿知須産くりまさる・南部産タマネギ等）を旬に考慮し選定され、活用の拡大を図られたい。

また、学校、教員によって食農教育の取り組みに温度差があるため、農業体験活動等の食農教育を充実させ、農業への理解の推進を図られたい。

### 4 南部ルーラル・アメニティ当初構想の実現

農業は、山口市において基幹産業です。そのため、山口市の次期総合計画においても、南部ルーラル・アメニティ構想は重点戦略と捉えて、「食農文化の創造発信拠点づくり（直売・交流機能の強化等を含む）」・「6次産業化、農商工連携の促進」・「地域、生産者のネットワーク形成」等の農業分野の推進をされたい。

特に、民間（JA・NPO等）との連携を通して生産者と消費者の交流拠点づくりに一体的に取り組み、地産地消を促進していく環境を整えられたい。

また、地域おこし協力隊の活用により、更なる地域産物の掘り起こし、商品開発から販売へのネットワークを構築されたい。

### 5 利用権設定の事務強化

今後、担い手への農地集積を推進する上で、農地中間管理機構を活用した権利設定を含め、利用権設定事務が重要となります。

そのため、事務処理体制の強化を図られたい。

## VI 新たな農業委員会組織への移行

改正農業委員会法等に関する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員の選出方法が選挙制度から、市議会の同意を得て市長が選任する制度に変更されました。

山口市においては、経過措置で現農業委員の任期が平成30年7月末に満了し、8月から新たな体制へ移行することになります。

農業委員の定数は現行の半数となり、また過半数を認定農業者とすることになっておりますが、選出に当たっては、農業委員の使命や職責が果たせるべく、地域バランスに考慮し青年や女性層の積極的な登用に配慮されたい。